

# 一般社団法人 林業人材育成支援普及センター 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人林業人材育成支援普及センターという。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区赤坂1丁目9番13号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、地域における健全な森林の整備・保全や効率的な林業経営を担う人材の育成を支援するとともに、人材育成に役立つ知識情報を蓄積及び普及することにより、人材育成の効果的な推進を図り、森林・林業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修その他人材育成プログラムの企画、運営及び実施
- (2) 図書、印刷物等の出版
- (3) ビデオその他視聴覚教材の制作
- (4) 森林・林業の人材育成及びこれに関連する事項の調査・研究
- (5) ウェブサイト等を利用した関連情報の蓄積及び提供
- (6) 人材育成を行う者への支援活動の実施(上記各号に関するものを除く)
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同して賛助する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負い、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名を決議する社員総会において弁明の機会を与える。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の入会金又は会費の納入を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は、正会員全員の同意があるときには、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずして開催することができる。
- 4 社員総会を招集するときは、開催日の5日前までに各正会員に通知するものとする。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知するものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の正会員の出席により行う。

2 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名又は押印する。

## 第4章 役員等

(設置)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事の互選により選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表してその業務を執行し、業務執行理事は本法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第28条 本法人は、法人法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事の過半数の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第29条 本法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本法人の運営に関する重要事項について、代表理事に意見を述べるものとする。

3 顧問は、理事の決議を経て代表理事が委嘱する。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第30条 本法人は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第33条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について、社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 会計

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

(事業計画及び予算)

第36条 本法人の事業計画及び予算については、毎事業年度に代表理事が作成し、定時社員総会において承認を得るものとする。

(長期借入金)

第37条 本法人は社員総会の決議を経て、1年以上の長期借入をすることができる。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる本法人と類似の目的を持つ法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第42条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織運営に関する必要事項は、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 登記に関する書類

- (5) 事業報告書
- (6) 監査報告書
- (7) 貸借対照表
- (8) 損益計算書
- (9) 事業計画書
- (10) 予算書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 公 告

(公告)

第44条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 雑 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関して必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

## 附 則

(略)